

国立大学法人東北大学における研究費の運営及び管理に関する規程（平成27年3月23日規第60号）第23条第1項の規定により、本学の研究費不正使用防止計画を下記のとおり定める。

なお、研究費適正運営管理委員会は、本計画に基づく対策の進捗管理を行うとともに、必要に応じてその見直しを行うものとする。

1. 機関内の責任体系の明確化（ガバナンス）

◇ 研究費の運営・管理を適正に行うため、その運営・管理に関わる者が不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、その役割・責任と権限の体系を明確にし、学内外に周知・公表する。

◎ 本学は、「国立大学法人東北大学における研究費の運営及び管理に関する規程」（平成27年3月23日規第60号）を制定し、研究費の運営・管理に関わる責任体系の明確化を図るとともに、本学の Web サイト上においてそれを学内外に周知・公表している。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備（統制環境）

◇ 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。

目 標	不正防止策	主たる実施主体
法令遵守の意識向上	①不正防止対策に関する方針、行動規範及び会計ルール等について、研究者等の理解と意識を向上させるため、コンプライアンス教育を効果的かつ効率的に行い、実施状況を把握するとともに、コンプライアンス教育を確実に受講させるための対策を検討し、実行する。 また、構成員の意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土を形成するため、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を実施する。 なお、部局へヒアリングを行う等、必要に応じて、その見直しを行う。	研究推進部
制度等に対する理解の促進	②研究者等に対し、研究費の執行にあたって守るべき基本的会計ルールと必要な手続きについて、「経費執行ハンドブック	財務部

目 標	不正防止策	主たる実施主体
	ク」により周知徹底する。 なお、その内容については、定期的に見直しを行う。	
	③旅費や給与の支払いを受ける学生に対して、学生が関係する不正事案（研究者等への還流行為等）について注意を喚起する。	財務部
	④分割発注等の不適切な契約行為を防止するため、研究者等に対し、適正な契約手続きについて周知徹底する。	財務部
科学研究費助成事業（科研費）の応募資格付与手続きの厳格化	⑤本学と雇用関係のない研究者等に対し、科研費の応募資格を付与する場合の手続きについて厳格化を図る。 また、応募資格付与の取扱いについて、周知徹底する。	研究推進部 部局責任者
特殊な職場環境の把握と是正	⑥研究室等において、不正使用が生じやすい特殊な職場環境※になっていないか、状況を把握する。 また、そのような職場環境となっている場合には、事務職員が介入するなど、是正に努めるとともに、不正使用が生じないように対策を講じる。 ※例) 次のように複数人による相互牽制が効きづらい研究・職場環境を指す。 1)発注と納品物の受領を同じ人が行うなど業務が特定の職員に集中している。 2)何年も長い期間に渡って同じ人が同じ業務を担当し続けている。 3)特定の職員が一人きりで業務を行うことが多く、監視の目が届かない。 4)部下が上司の意向に逆らうことができない。	部局責任者

3. 研究費の不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施（リスクの評価と対応）

◇ 研究費の不正使用を発生させる要因を把握し、具体的な不正使用防止計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、研究費の不正使用の発生を防止する。

◎ 本学は、把握した不正発生要因に基づいて本計画を策定し、実施する。

4. 研究費の適正な運営・管理活動（統制活動）

◇ 策定した不正使用防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、研究費の不正使用につながり得る問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェ

ックが効くシステムを整備して管理する。

目 標	不正防止策	主たる実施主体
研究費運営・管理全般		
予算の計画的な執行	①研究者等に対し、Web 予算照会システムの利用を促し、適切な予算管理を実施させる。 また、事務部門において定期的に予算の執行状況を確認し、研究者等へ研究計画等に沿った効果的・効率的な執行を促す。	財務部
研究費の適切な執行手続きの徹底及び統制強化	②ADT方式※による購買データ連携を稼働し、研究者等の予算権限をシステム上で管理することで、権限を有さない者が経費執行を行えないよう制限するとともに、研究費の執行状況の可視化を促進する。 ※Automatic operation of Data Taking の略。取引業者から納品済み購買データを提供してもらい、財務会計システムへデータ連携するもの。	財務部
	③科研費の研究代表者に採択された非常勤講師などの本学と雇用関係が無い研究者等が、研究費を執行する場合の取り扱いを明確にする。	財務部
制度等に対する理解の促進	④科研費の基金化や調整金など柔軟な研究費の執行を可能とする制度に対する研究者等の理解を深め、研究の進捗に合わせた効果的な研究費の使用を促進する。	研究推進部
	⑤誤解に基づく研究費の使い切りを予防するため、未使用の研究費を返納してもペナルティはないことなど正しい情報を研究者等に周知徹底する。	研究推進部
研究費の目的に対する意識の向上	⑥競争的資金等を、その研究課題と関連性がない用途に支出することがないように、研究者等に注意喚起する。	財務部 研究推進部
物品購入関係		
検収制度の実効性向上	⑦納品検収は、原則として、事務部門を通して行うように徹底する。 事務部門を通しての納品検収が困難な場合でも、発注者以外の者による実効性のある方法で検収を実施する。	財務部
物品管理の強化	⑧換金性の高い物品について、取得財源・取得形態・取得金額にかかわらず、資産登録を行い、物品ラベルを貼付し、定期的な実査を行う。	財務部

目 標	不正防止策	主たる実施主体
	⑨物品の廃棄処分が適切に実施されたことを確認するため、廃棄処分の際に事務職員が立ち会う等の具体的な手続きを明確にし、学内に周知徹底する。	財務部
業者との適切な関係の構築	⑩財務会計システムなどにより業者への発注状況を把握し、特段の理由がなく特定の業者に発注が偏っている場合には、購入の必要性など実態を確認するよう周知徹底する。	財務部
	⑪取引業者に対し、不適切な行為に関与した場合には、取引停止等の措置を講じる旨、周知徹底する。 また、取引業者から、不適切な行為に関与しない旨の誓約書の提出を求める。 さらに、研究者等から取引業者に対し、不適切な要請があった場合は、大学へ通報するよう周知徹底する。	財務部
旅費関係		
旅行の事実確認の徹底	⑫旅行報告書において、用務内容、訪問先、成果等について具体的に記載することを徹底し、実態把握及び事後確認ができるようにする。	財務部
給与・謝金関係		
勤務の実態確認の徹底	⑬学生アルバイトなどの勤務状況について、監督者による勤務実態の確認及び事務部門による定期的な出勤表の内容確認等を周知徹底する。	人事企画部 財務部

5. 情報発信・共有化の推進（情報と伝達）

- ◇ 研究費の適正な運営・管理を行うための重要な前提条件として、学内でのルール等に関する理解の浸透や情報共有はもとより、本学の取組や事例の主体的な情報発信による学内外との適切な情報共有を進める。

目 標	不正防止策	主たる実施主体
情報共有・コミュニケーション強化	①研究者等と事務職員間の情報共有・コミュニケーションが円滑に行えるよう、手続相談窓口の利用を継続して周知する。 また、事務部門では関係する担当部署間で適切な情報共有を行う。	部局責任者 研究推進部

目 標	不正防止策	主たる実施主体
	②研究助成金等の個人経理に関する取扱いなど重要なルールについては、研究者等がその趣旨等を理解しやすいように工夫して伝える。特に、長期海外出張者や新任教員、外国人教員等は連絡が漏れやすいことに留意して周知する。	部局責任者

6. モニタリングの在り方（監視活動）

- ◇ 研究費の不正使用の発生可能性を最小にすることを旨とし、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。リスクアプローチ監査（不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的に行う監査）を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実に努める。

目 標	不正防止策	主たる実施主体
実効性のあるモニタリング体制の整備・実施	①内部監査について、効果的・効率的な回数や方法を検討し、不正の発見・警告・是正に引き続き取り組む。	監査室
	②リスクアプローチ監査について、実効性をより高めるためにその改善を図りつつ、継続して実施する。	監査室
	③旅行者へのヒアリングを実施するなど旅行の実在性について、抽出確認する。	監査室
	④学生アルバイトなど短期雇用者の勤務実態の確認状況について、抽出確認する。	監査室